

秋田市被災者支援ガイド

秋田市

令和8年6月版

目次

災害対応タイムスケジュール	1
住まいが被害を受けたとき	2
①被災したときに最初にすること	2
②水道やトイレが使えないとき	5
③片付けや修復作業をするとき	6
④証明書の発行・公的支援	8
⑤災害時における情報提供	9
支援制度一覧	10
①証明書関係	10
No.1 罹災証明書(家屋)の発行	10
No.2 被害証明書(自動車、エアコン室外機、ボイラー等)の発行	11
No.3 被害証明書(農林水産業関係)の発行	12
②生活・経済支援関係	13
No.4 被災者生活再建支援制度	13
No.5 災害見舞金	14
No.6 災害弔慰金【災害救助法適用時】	15
No.7 災害障害見舞金【災害救助法適用時】	16
No.8 災害援護資金貸付制度【災害救助法適用時】	17
No.9 産業活力創造資金(緊急経営支援資金枠)	18
③住宅支援関係	19
No.10 被災住宅の応急修理制度【災害救助法適用時】	19
No.11 秋田市住宅リフォーム支援事業	20
No.12 秋田県賃貸型応急住宅制度【災害救助法適用時】	21
No.13 市営住宅の一時使用許可	22
④子育て支援関係	23
No.14 保育料の減免	23
No.15 児童扶養手当の特例措置	24
No.16 母子父子寡婦福祉資金貸付金(住宅資金)	25
No.17 児童・生徒への学用品の給与(教科書及び正規の教材)【災害救助法適用時】	26
No.18 児童・生徒への学用品の給与(文房具、通学用品)【災害救助法適用時】	27
⑤福祉・衛生関係	28
No.19 障害児福祉手当の所得制限解除	28
No.20 障害福祉サービスおよび障害児通所支援利用者負担額の減免	29

No.21 特別児童扶養手当の所得制限解除	30
No.22 特別障害者手当の所得制限解除	31
No.23 秋田市介護予防・日常生活支援総合事業における第一号事業利用者負担額の減免	32
No.24 介護保険料の減免	33
No.25 介護保険利用者負担額の減免	34
No.26 浸水家屋の衛生指導および消毒	35
⑥環境・水道関係	36
No.27 一般廃棄物処理手数料減免	36
No.28 災害廃棄物（土砂）に関すること	37
No.29 トイレに関すること（水洗トイレ）	38
No.30 水道（濁り水・断水）に関すること	39
No.31 上下水道料金等の減免	40
No.32 下水道受益者負担金の徴収猶予	41
No.33 下水道分担金の徴収猶予	42
⑦税・保険料関係	43
No.34 森林環境税の免除	43
No.35 市県民税の軽減措置	44
No.36 固定資産税の減免	45
No.37 市税の徴収猶予制度	46
No.38 国民健康保険税の減免	47
No.39 国民年金保険料の免除	48
No.40 国民健康保険税の徴収猶予	49
No.41 秋田市国民健康保険一部負担金の免除等	50
No.42 後期高齢者医療保険料の減免	51
No.43 後期高齢者医療保険料の徴収猶予	52
No.44 後期高齢者医療一部負担金の免除等	53
⑧相談窓口関係	54
No.45 外国人被災者相談対応	54
No.46 秋田県外国人相談センター（多言語）	55
No.47 健康相談（からだに関すること）	56
No.48 こころの相談	57
No.49 犬猫の紛失・保護にかかる相談	58

【注意事項】

- ・掲載している内容は、**令和8年6月時点**のものであり、制度改正などにより内容が変更となる可能性がありますのでご留意ください。
- ・災害の種類や規模に応じ、適用される制度の種類や内容が異なる場合がありますので、詳しい条件や手続きについては、担当窓口にてご確認ください。

災害対応タイムスケジュール

大規模水害時を想定し、災害対応に関するタイムスケジュール（期間の目安）をまとめたものです。

※対応に要する期間は災害の種類や規模、地域の実情により異なります。

災害発生	翌日 (沈静化)	2～3日	1週間以内	1か月以内
市災害警戒対策部設置（一部職員の動員） 市災害対策本部設置（全職員の動員）	避難情報の発令			
	避難所開設・運営			
	被害状況の調査・把握			
	災害時の広報（避難情報、ライフライン、避難所、災害ごみ、支援制度等）			
	住まいが被害を受けたとき（P2～P9）			
	災害ごみの収集・仮置場の設置			
	災害ボランティアセンター設置			
	罹災証明書の申請受付・調査・交付			
	①証明書関係（P10～P12）			
	各種支援制度受付窓口設置			
②生活・経済支援関係（P13～P18） ③住宅支援関係（P19～P22） ④子育て支援関係（P23～P27） ⑤福祉・衛生関係（P28～P35） ⑥環境・水道関係（P36～P42） ⑦税・保険料関係（P43～P53）				
各種相談窓口設置				
⑧相談窓口関係（P54～P58）				

住まいが被害を受けたとき

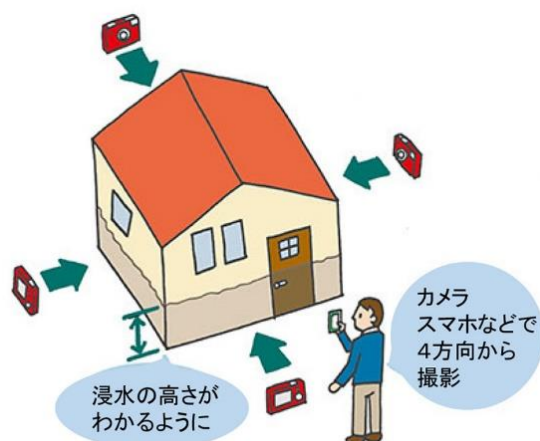
①被災したときに最初にすること

住まいが被害を受けたときは、早く家の片付けや修復作業に取り掛かりたいかもしれませんが、しかし、その前に、まずやっておきたい重要なことがあります。

被害状況を写真で記録する

家の被害状況を写真に撮っておきましょう。罹災証明書を取得して支援を受ける際や、損害保険を請求する際などに、たいへん役に立ちます。

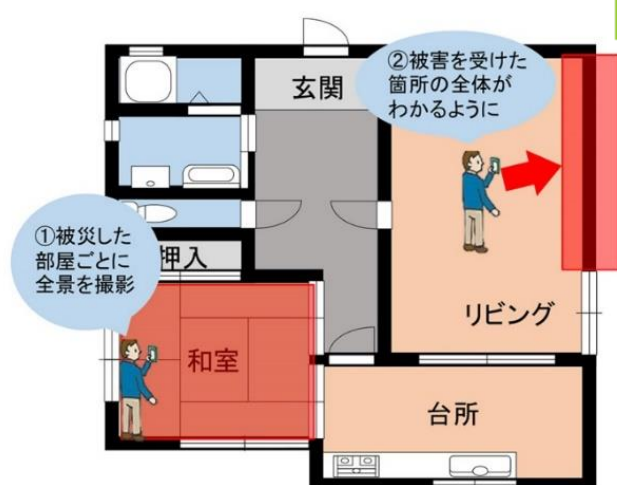
家の外の写真の撮り方のポイント



POINT

- ・カメラ・スマホなどなるべく4方向から撮る
- ・浸水した場合は浸水の深さも分かるように撮る

家の中の写真の撮り方のポイント



POINT

- ・被災した部屋ごとの全景を撮る
- ・被害箇所の「寄り」にて撮る
- ・システムキッチンや洗面台などの住宅設備、家電などの被害状況も撮っておく
- ・自動車、物置、農機具などの被害状況も撮っておく

電気の復旧と注意点

停電していた場合、急に電源を入れると、通電火災などの二次災害が発生する危険があります。

停電時の注意点

- (1) 避難などで家を離れるときはブレーカーを切っておく
- (2) 停電時はすべてのコンセントからプラグを抜く

電気を復旧させるときは

アンペアブレーカー 安全ブレーカー

漏電遮断器

- ① 安全ブレーカーがすべて「切」になっているか確認
- ② アンペアブレーカーを「入」に
- ③ 漏電遮断器を「入」にする
- ④ 安全ブレーカーを一つずつ「入」にする

POINT

- (1) ブレーカーがすべて「切 (OFF)」になっているか確認
- (2) アンペアブレーカーを入れる (ON)
- (3) 漏電遮断器を入れる (ON)
- (4) 安全ブレーカーを一つずつ入れる (ON)

安全ブレーカーを ON にしても、漏電遮断器が再び自動的に「切 (OFF)」になってしまう場合は、漏電のおそれがあります。ブレーカーを切ってください。



※電気が復旧しない場合は、ご契約の電力会社にご連絡ください。

(参考情報) 東北電力ネットワークHP

・停電情報 <https://nw.tohoku-epco.co.jp/teideninfo/>

・突然電気が消えたら? <https://nw.tohoku-epco.co.jp/disaster/blackout/>



ガスの復旧と注意点

ガス漏れがあると爆発や火災などの危険があります。ガスを復旧させるときは、ご注意ください。

ガスを復旧させる前に

(1) ガスのにおいがなければ確認

ガス漏れのおそれがある場合は窓を開ける。換気扇や火は使わない。

(2) プロパンガスはガスボンベを点検

ガスボンベが元の位置から動いてしまっていた場合は、復旧する前にガス業者に点検してもらいましょう。

(3) ガス漏れや異常がなければ、マイコンメーター（※）でガスを復旧

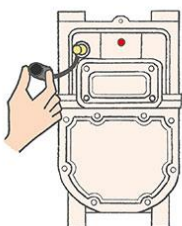
※マイコンメーターは震度5相当以上の大きな揺れを感知すると自動的にガスを止めるガスメーターです。

ガスの復旧の仕方

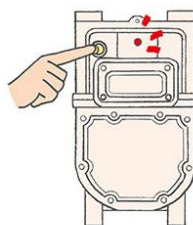
都市ガスの場合



① すべてのガススイッチ、ガス栓を止める（屋外も）



② 復帰ボタンのキャップを左にまわし、キャップを外す



③ 復帰ボタンを奥まで押し、表示ボタンが点灯したらゆっくり離す

復帰ボタンが元に戻り、赤ランプが再点滅したらキャップを元に戻す

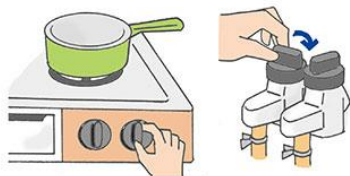


④ 約3分待つ

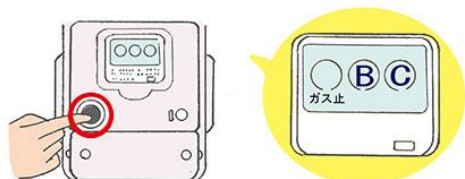
3分経過後、赤ランプの点滅が消えれば、ガス使用OK！

LPガスの場合

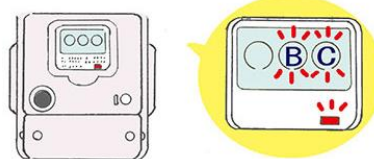
① すべてのガススイッチ、ガス栓を止める



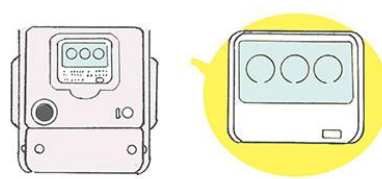
② 左側のボタンを押す「ガス止」の文字が消える



③ 液晶の文字とランプが点滅したら1分待つ



④ 液晶の文字とランプが消えれば復帰完了。ガス使用OK！



※ガスが復旧しない場合は、ご契約のガス会社にご連絡ください。

（参考情報）日本ガスメーター工業会HP <https://www.jgia.gr.jp/>



②水道やトイレが使えないとき

災害で水道が止まると、避難所などで給水が行われます。給水の水を運ぶときには、ポリタンクや手押し車があると便利ですが、それらがなくても別のもので代用できます。

また、水洗トイレが使えないときは、簡易トイレを作って問題を解決しましょう。

水道が復旧した場合、水が濁っていることがありますので、最初は十分に水を流してから使ってください。浸水による被害があった場合、井戸水は細菌などで汚染されている可能性がありますので、必ず水質検査を受けて安全が確認されてから使いましょう。

大きな地震や浸水などが発生したときは、トイレなどの生活排水を処理する浄化槽も被害を受けている可能性があります。そのままトイレの水を流すと汚水が漏れてしまいますので、トイレを使用する前に、浄化槽が使えるかどうかを確認してください。

水の運び方

ポリタンクや手押し車がない場合には、ポリ袋と風呂敷を使う方法があります。また、リュックサックにポリ袋を二重にして入れ、その中に水を入れて運ぶ方法もあります。



ポリ袋に水を入れ、口を縛って風呂敷に載せる



隣り合う両端を2人で持って運ぶ



リュックサックの中にポリ袋を二重にして入れ、その中に水を入れる



ポリ袋の口を締めて、リュックサックで運ぶ



簡易トイレの作り方

便座を上げ、ポリ袋ですっぽり覆い、2枚目のポリ袋を便座の上からかぶせ、細かく砕いた新聞紙を重ねます。



① 便座を上げてポリ袋を便器にかぶせる



② 便座を下げる



③ 2枚目のポリ袋を便座の上からかぶせ中に細かくした新聞紙を入れ用をたす

【水道・トイレに関すること】

上下水道局お客様センター

☎：018-823-8431

【上下水道局 災害・防災情報】

<https://www.city.akita.lg.jp/suido/040911/index.html>



③片付けや修復作業をするとき

被災した住まいの片付けや修復作業は、ほこりなどを避け、釘や木材などでけがをしないような服装で行いましょう。焦らずに、体調を管理しながら作業を進めましょう。

ボランティアの支援が得られることもありますので、手助けが必要なときは、災害ボランティアセンターに相談しましょう。

なお、災害後は、修復作業の請負いを装う詐欺が発生する傾向がありますので、十分注意してください。

作業時の服装と注意点



POINT

- ・クギや木材でケガをしないよう肌の露出を避けます
- ・ホコリや砂を避けるようマスクなどをします
- ・こまめに水分を取り、休憩をとることも大切です
- ・服装や持ち物の一例
 - 帽子・ヘルメット □軍手・ゴム手袋 □タオル
 - 長袖・長ズボン □食べ物・飲み物 □マスク
 - 着替え □常備薬、目薬 など

ボランティアの手助け

大きな災害の時は、社会福祉協議会などに災害ボランティアセンターが設けられます。

家の片付けや修復作業などの手助けが必要なときは災害ボランティアセンターを通じてボランティアの派遣を依頼しましょう。



家の修理などにまつわる不審な勧誘に注意

災害後は、家の修理などを口実にした勧誘によるトラブルが増えます。不安に思ったときは、その場ですぐに契約せず、お早めに市民相談センター（秋田市消費生活センター）にご相談ください。

市民相談センター（秋田市消費生活センター） ☎ :018-888-5648

<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/gyoseisodan/1011272.html>



災害ごみの出し方

災害発生後、災害の種類や規模、被害地域などの状況に応じ、効率的な災害ごみの収集方法を検討し、出し方や排出場所などを、市ホームページや公式 LINE・X（旧 Twitter）、チラシの配布などにより速やかにお知らせします。

POINT

- ・災害ごみは、市が指定する出し方や排出場所に沿って出してください。
- ・災害ごみは、市の指定する場所以外の空き地や道路には出さないでください。交通の妨げや、火災、悪臭の原因、さらには窃盗など防犯上の懸念にも繋がります。
- ・生活ごみ（普段の生活で発生するごみ）は、平常通り町内の集積所に出してください。
- ・災害時でも分別にご協力をお願いします。
- ・金属類、空きびん・空き缶、ペットボトルなど資源化物の収集は、車両を災害ごみの収集に充てるため、一時中止する場合がありますので、ご協力をお願いします。
- ・高齢の方や障がいのある方など、大型の災害ごみを市の指定する場所に排出できない方については、戸別の収集による対応も検討し、実施する場合は、市ホームページなどにより速やかにお知らせします。

災害ごみの出し方について詳しくは、市のホームページをご覧ください。

<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/recycle/1039305/1042784.html>



環境都市推進課 ☎ :018-888-5708

④ 証明書の発行・公的支援

罹災証明書および被害証明書は、災害による被害を証明するものです。罹災証明書は被害を受けた**家屋**について、被害証明書は被害を受けた**家屋以外**のことについて証明します。

大きな災害の時は、各種公的支援を受ける際に罹災証明書が必要となる場合があります。

証明書の発行

被害を受けたものによって、証明書の種類が異なります。使用用途を確認し、支援制度一覧ページにて申請方法をご確認ください。

POINT

被害を受けたもの	証明書	使用用途	申請方法（担当課）
家屋	罹災証明書	損害保険の請求や市税等の減免申請時など	P10に記載 (防災安全対策課) (資産税課)
自動車 エアコン室外機等	被害証明書	損害保険の請求や自動車税等の減免申請時など	P11に記載 (防災安全対策課)
農林水産物 農林水産業用施設	被害証明書	損害保険の請求や補助金の申請時など	P12に記載 (産業企画課)

住まい・生活への公的支援

大きな災害の時は、被災者生活再建支援制度や、被災住宅の応急修理制度などの支援があります。これらを受ける際に、罹災証明書が必要になります。

POINT

各種支援制度についての問合せ先、具体的な手続き等については、P10からの「支援制度一覧」をご確認ください。



⑤ 災害時における情報提供

必要に応じ随時更新しますので、以下のリンクより最新情報をご確認ください。

名 称	ページリンク	二次元コード
 秋田市公式 ホームページ	https://www.city.akita.lg.jp/	
 秋田市公式X (旧 Twitter)	https://x.com/akitacity	
 秋田市公式 Facebook	https://www.facebook.com/city.akita	
 秋田市公式 LINE	https://page.line.me/856cpktq?openQrModal=true	
 秋田県防災 ポータルサイト	https://www.bousai-akita.jp/	

(出典)

政府広報オンライン「暮らしに役立つ情報. 住まいが被害を受けたとき最初にすること」

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202003/2.html>

を加工して作成



支援制度一覧

① 証明書関係

No. 1 罹災証明書（家屋）の発行	
① 支援種類	証明書発行
② 制度内容	<p>秋田市で発生した災害によって被害を受けた家屋について被害の状況を罹災証明書により証明するものです。</p> <p>※罹災証明書の用途として、行政からの被災者支援を受けるためや損害保険の請求等に必要となりますが、詳細および必要かどうかについては、各提出先へお問い合わせください。</p> <p>※被災した動産（エアコン室外機、自動車等）の証明には使用できません。動産の場合は「被害証明書」の申請が必要となります。</p> <p>※被災した家屋の被害程度を決定するため、被害状況が判断できる記録写真を撮影し、保存をお願いします。</p>
③ 対象者	災害で被害を受けた家屋の所有者および占有者
④ 申請期限	申請期間は災害発生日から6か月（やむを得ない理由がある場合は6か月を経過しても可）
⑤ 申請方法	<p>(1) オンライン申請 本市ホームページの罹災証明書のオンライン申請（スマート申請）フォームから申請をお願いします。</p> <p>(2) 申請書をダウンロード（印刷）できる方 本市ホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、受付窓口での申請又は郵送にて申請をお願いします。</p> <p>(3) 申請書をダウンロード（印刷）できない方 ご希望の住所へ申請書を郵送することができますのでご連絡ください。書類が届きましたら必要事項を記載し、受付窓口での申請もしくは郵送にて申請をお願いします。 ※受付窓口へ直接お越しいただいての申請も可能です。</p>
⑥ 申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書交付申請書 ・委任状（※所有者および占有者以外の方が申請する場合は委任状が必要です。） ・被害の状況が確認できる写真 <p>※被害調査時に画像を確認する場合がありますので、保存をお願いします。なお、自己判定方式で申請する場合は、申請時に画像を確認させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すでに修繕された場合、修繕に要した見積書・請求書
⑦ その他・補足	<ul style="list-style-type: none"> ・交付手数料は無料です。 <p>※これ以外にも、事実確認に必要な書類の提出をお願いする場合がありますのでご了承下さい。</p>
⑧ 関連リンク	https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/zeikin/1003659/1039316.html
⑨ 受付窓口	<p>市役所本庁舎3階 防災安全対策課（災害対策本部が設置されない場合）</p> <p>市役所本庁舎2階 資産税課（災害対策本部が設置された場合）</p>
⑩ 問合せ窓口	<p>総務部防災安全対策課 ☎：018-888-5434</p> <p>企画政策部資産税課 ☎：018-888-5480（償却資産担当／罹災証明書）</p>



No. 2 被害証明書（自動車、エアコン室外機、ボイラー等）の発行



① 支援種類	証明書発行
② 制度内容	<p>秋田市で発生した災害によって被害を受けた家屋以外（自動車、エアコン室外機、ボイラー等）について被害の状況を被害証明書により証明するものです。</p> <p>※被害証明書の用途として、損害保険の請求や自動車税等の減免申請時に必要となりますが、詳細および必要かどうかについては、各提出先へお問い合わせください。</p> <p>※自動車の被害証明書申請には、ナンバーの記入が必要となります。</p> <p>※被災家屋の証明には使用できません。家屋の場合は「罹災証明書」の申請が必要となります。ただし、罹災証明書により証明されないものについては、被害証明書の申請となります。</p>
③ 対象者	災害で被害を受けた所有者および占有者
④ 申請期限	申請期間は災害発生日から6か月（やむを得ない理由がある場合は6か月を経過しても可）
⑤ 申請方法	<p>(1) オンライン申請 本市ホームページの被害証明書のオンライン申請（スマート申請）フォームから申請をお願いします。</p> <p>(2) 申請書をダウンロード（印刷）できる方 本市ホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、受付窓口での申請又は郵送にて申請をお願いします。</p> <p>(3) 申請書をダウンロード（印刷）できない方 ご希望の住所へ申請書を郵送することができますのでご連絡ください。書類が届きましたら必要事項を記載し、受付窓口での申請もしくは郵送にて申請をお願いします。受付窓口へ直接お越しただいての申請も可能です。</p>
⑥ 申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・被害証明書交付申請書 ・委任状（注：所有者以外の方が申請する場合には委任状が必要です。） ・本人確認書類（郵送申請の場合は写しを同封） ・次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> (1) 事実の確認として被害の状況が判断できる写真（自動車の場合、レッカー移動等が分かる写真や請求書でも可） (2) 既に修繕された場合、修繕に要した見積書・請求書・領収書など
⑦ その他・補足	<p>交付手数料は無料です。</p> <p>※これ以外にも事実確認に必要な書類の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。</p>
⑧ 関連リンク	https://www.city.akita.lg.jp/bosai-kinkyu/1011678/1001653.html
⑨ 受付窓口	<p>市役所本庁舎3階 防災安全対策課</p> <p>東部市民サービスセンター</p> <p>西部市民サービスセンター</p> <p>南部市民サービスセンター（別館を除く）</p> <p>北部市民サービスセンター</p> <p>河辺市民サービスセンター</p> <p>雄和市民サービスセンター</p>
⑩ 問合せ窓口	総務部防災安全対策課 ☎：018-888-5434

No. 3 被害証明書（農林水産業関係）の発行

① 支援種類	証明書発行
② 制度内容	地震、風水害、雪害、落雷等の自然災害による農林水産業関係被害（農林水産物、農林水産業用施設）について被害の状況を被害証明書により証明するものです。
③ 対象者	災害で被害を受けた所有者、管理者又は占有者
④ 申請期限	なし
⑤ 申請方法	受付窓口へ直接お越しください。又は、ご希望の住所へ申請書を郵送することができますのでご連絡ください。書類が届きましたら必要事項を記載し、受付窓口での申請もしくは郵送にて申請をお願いします。
⑥ 申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・被害証明交付申請書 ・委任状（注：所有者以外の方が申請する場合には委任状が必要です。） ・身分証明書（郵送申請の場合は写しを同封） ・事実の確認として被害の状況が判断できる写真又は見積書 <p>※なお、上記以外にも事実確認に必要な書類の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。</p>
⑦ その他・補足	<p>交付手数料は無料です。</p> <p>なお、郵送による交付を希望する場合は、返信用の切手をご用意ください。</p>
⑧ 関連リンク	なし
⑨ 受付窓口	市役所本庁舎3階 産業企画課
⑩ 問合せ窓口	産業振興部産業企画課 ☎：018-888-5722

②生活・経済支援関係

No. 4 被災者生活再建支援制度



① 支援種類	給付
② 制度内容	<p>災害により住家に被害を受けた世帯に対し、被害の程度と再建方法に応じて支援金を支給します。</p> <p>【支給額】 18万7,500円～300万円</p> <p>※罹災判定、住宅の再建方法、世帯構成によって異なります。</p>
③ 対象者	<p>災害で被害を受けた世帯主</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全壊世帯、解体世帯(※1)、長期避難世帯(※2) 2 大規模半壊世帯 3 中規模半壊世帯 4 半壊世帯および準半壊世帯(床上浸水に限る) <p>※1 解体世帯とは、住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯をいいます。</p> <p>※2 長期避難世帯とは、災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯をいいます。</p>
④ 申請期限	<p>・基礎支援金：災害のあった日から13か月</p> <p>・加算支援金：災害のあった日から37か月</p>
⑤ 申請方法	<p>受付窓口へ直接お越しください。また、ご希望の住所へ申請書を郵送することもできますのでご連絡ください。書類が届きましたら必要事項を記載し、受付窓口で申請されるか郵送により申請をお願いします。</p>
⑥ 申請に必要なもの	<p>【基礎支援金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書(写しでも可) ・住民票(世帯主のマイナンバーを記載すれば住民票は不要です) ・申請者(世帯主)の振込口座の通帳の写し (金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人の「ヨミガナ」が印刷された部分) <ol style="list-style-type: none"> (1) 半壊解体の場合に必要な書類 <ul style="list-style-type: none"> ・解体した事が分かる書類(解体業者からの証明書等) (2) 敷地被害解体の場合に必要な書類 <ul style="list-style-type: none"> ・解体した事が分かる書類(解体業者からの証明書等) ・敷地被害を証明する書類(敷地の修復工事の契約書写し) <p>【加算支援金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の建設・購入、補修又は賃借が確認できる契約書等の写し <p>※半壊世帯および準半壊世帯は補修のみ対象です。災害救助法適用時は被災住宅の応急修理制度の申請となります。</p> <p>※契約書の内容が不明確な場合には追加で見積書等の添付をお願いすることがあります。</p> <p>※補修区分は建物本体に係る工事が対象です。</p>
⑦ その他・補足	なし
⑧ 関連リンク	https://www.city.akita.lg.jp/bosai-kinkyu/1011678/1039587.html
⑨ 受付窓口	市役所本庁舎2階 福祉総務課地域福祉推進室
⑩ 問合せ窓口	福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室 ☎:018-888-5661

No. 5 災害見舞金

① 支援種類	給付
② 制度内容	<p>災害により住家で床上浸水以上の被害と判定された方に本市より見舞金を給付します。</p> <p>【災害見舞金の額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死者又は行方不明者（1人につき）15万円 ・重傷者（1人につき）5万円 ・全焼、全壊又は流失10万円 ・半焼又は半壊5万円 ・床上浸水5万円
③ 対象者	<p>災害により住家に被害を受けた世帯主</p> <p>災害により亡くなられた方と同居していた遺族の方又は重傷を負った方</p> <p>※店舗や事業所については、災害見舞金の対象外となります。</p>
④ 申請期限	なし
⑤ 申請方法	対象となった方へ災害見舞金に関する連絡又は通知をお送りします。
⑥ 申請に必要なもの	なし
⑦ その他・補足	災害見舞金は同一家族ごとに給付します。既に家族が受給済みの場合、重ねて受給はできません。
⑧ 関連リンク	なし
⑨ 受付窓口	市役所本庁舎2階 福祉総務課地域福祉推進室
⑩ 問合せ窓口	福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室 ☎：018-888-5661

No. 6 災害弔慰金【災害救助法適用時】



① 支援種類	給付
② 制度内容	<p>災害により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給します。</p> <p>【支給される遺族の範囲と順位】</p> <p>死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を優先します。また、兄弟姉妹については、死亡者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合でかつ、死亡者の死亡当時に同居、又は生計を同じくしていた場合に支給します。</p> <p>(1) 配偶者 (2) 子 (3) 父母 (4) 孫 (5) 祖父母 (6) 兄弟姉妹</p> <p>【支給額】</p> <p>遺族の生計を維持していた人が亡くなった場合：500万円 その他の場合：250万円</p>
③ 対象者	対象となる災害により死亡した市民の遺族
④ 申請期限	なし
⑤ 申請方法	上記の受給遺族に該当する方は、地域福祉推進室あてにご連絡ください。必要な書類等についてご案内いたします。
⑥ 申請に必要なもの	なし
⑦ その他・補足	支給するにあたり、故人の死亡が災害によるものであるか否かの判断が困難な場合、条例に基づいて、医師、弁護士等による「秋田市災害弔慰金等支給審査委員会」の調査審議を経て、市が支給又は不支給の決定を行います。
⑧ 関連リンク	https://www.city.akita.lg.jp/bosai-kinkyu/1011678/1042064.html
⑨ 受付窓口	市役所本庁舎2階 福祉総務課地域福祉推進室
⑩ 問合せ窓口	福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室 ☎：018-888-5661

No. 7 災害障害見舞金【災害救助法適用時】



① 支援種類	給付
② 制度内容	<p>市民が災害により負傷、疾病にかかり、治ったとき（症状が固定したときを含む）に一定の障害を受けた場合、災害障害見舞金を支給します。</p> <p>【支給額】</p> <p>世帯の生計を維持していた人が障害を受けた場合：250万円 その他の場合：125万円</p>
③ 対象者	対象となる災害により、重度の障害（両目失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた市民
④ 申請期限	なし
⑤ 申請方法	上記に該当する方は、地域福祉推進室あてにご連絡ください。必要な書類等についてご案内いたします。
⑥ 申請に必要なもの	なし
⑦ その他・補足	対象となる災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律および秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害障害見舞金を支給します。
⑧ 関連リンク	https://www.city.akita.lg.jp/bosai-kinkyu/1011678/1042064.html
⑨ 受付窓口	市役所本庁舎2階 福祉総務課地域福祉推進室
⑩ 問合せ窓口	福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室 ☎：018-888-5661

No. 8 災害援護資金貸付制度【災害救助法適用時】



① 支援種類	貸付
② 制度内容	<p>災害により世帯主が重傷を負った、又は、住居・家財に著しい損害を受けた世帯のうち、一定の所得に満たない世帯に対し、生活の立て直しをするための資金の貸付を行います。</p> <p>【貸付限度額】 150万円から350万円（被害の種類・程度、所得要件による）</p> <p>【貸付条件】 措置期間経過後年1.5%（連帯保証人ありの場合は無利子） 償還期間10年（措置期間3年を含む） 対象となる自然災害により被害を受けた世帯であり、市民税における総所得金額が一定額に満たない世帯の世帯主</p>
③ 対象者	災害で被害を受けた世帯主
④ 申請期限	被災した日の翌月から原則3か月以内
⑤ 申請方法	受付窓口へ直接お越しください。又は、ご希望の住所へ申請書を郵送することもできますのでご連絡ください。書類が届きましたら必要事項を記載し、受付窓口で申請されるか郵送により申請をお願いします。
⑥ 申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書（写しでも可）又は被害証明書（家財のみの場合。写しでも可）。 ・所得証明書（同一世帯の方すべての所得がわかるもの） ・その他必要と認める書類
⑦ その他・補足	なし
⑧ 関連リンク	https://www.city.akita.lg.jp/bosai-kinkyu/1011678/1039747.html
⑨ 受付窓口	市役所本庁舎2階 福祉総務課地域福祉推進室
⑩ 問合せ窓口	福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室 ☎：018-888-5661

No. 9 産業活力創造資金（緊急経営支援資金枠）



① 支援種類	貸付
② 制度内容	市内の中小企業者向けの融資制度です。 【限度額】3,000万円 【年利率】1.90%（セーフティネット保証4号利用で1.70%） ※金融機関等による審査があります。 ※県信用保証協会の信用保証料は市が原則全額負担します。
③ 対象者	災害で被害を受けた中小企業者および組合等
④ 申請期限	なし
⑤ 申請方法	各金融機関にご相談ください。 ※取扱金融機関は本市ホームページ参照
⑥ 申請に必要なもの	罹災証明書（写しでも可）（セーフティネット保証4号認定で代替可能） 各金融機関にご相談ください。 ※取扱金融機関は本市ホームページ参照
⑦ その他・補足	なし
⑧ 関連リンク	https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/kinyu-support/1010201/1006946.html
⑨ 受付窓口	各金融機関にご相談ください。 ※取扱金融機関は本市ホームページ参照
⑩ 問合せ窓口	産業振興部商工貿易振興課 ☎:018-888-5726

③住宅支援関係

No.10 被災住宅の応急修理制度【災害救助法適用時】

①支援種類	住宅等の修繕・補修など
②制度内容	<p>秋田市で発生した災害によって住宅が準半壊以上の被害を受け、自ら修理する資力のない世帯を対象に、被災した住宅の居室、台所、トイレなど日常生活に必要な最小限度の部分の応急的な修理について、秋田市が業者に依頼し、修理費を直接業者に支払う制度です。</p> <p>【限度額】</p> <p>※限度額は、今後の災害に応じて変更になる場合があります。</p> <p>《令和5年7月7日からの大雨にかかる災害の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合：70.6万円以内（1世帯当たり） ・半壊に準ずる程度の損傷を受けた場合：34.3万円以内（1世帯当たり） ・全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能となる場合は対象となる場合があります。詳しくはご相談ください。
③対象者	<p>以下の要件をすべて満たす方（世帯）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋田市にお住まいの方 ・住宅の被害が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」であること ・応急修理を行うことによって、避難所などへの避難を要しなくなると見込まれること ・自ら修理を行う資力がないこと
④申請期限	災害発生の日から3か月以内に工事完了すること（延長の場合あり）
⑤申請方法	<p>(1) 申請書をダウンロード（印刷）できる方 本市ホームページから申請書等をダウンロードし必要書類を添付の上、受付窓口での申請をお願いします。</p> <p>(2) 申請書をダウンロード（印刷）できない方 罹災証明書、写真、修理業者からの見積書をご準備の上、受付窓口での申請をお願いします。また、ご希望の住所へ申請書を郵送することもできますのでご連絡ください。書類が届きましたら必要事項を記載し、受付窓口での申請をお願いします。</p>
⑥申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法の住宅の応急修理申込書（様式第1号） ・罹災証明書（写しでも可） ・修理前の被害状況が分かる写真 ・被災した住宅の外観が分かる写真（4方向から撮影したもの） ・修理見積書（様式第3号） ・修理業者からの見積書 ・資力に関する申出書（様式第2号） ・住宅の被害状況に関する申出書 ・「住宅の応急修理」申込チェックシート
⑦その他・補足	秋田県住宅リフォーム支援制度、秋田市住宅リフォーム支援制度との併用が可能です。
⑧関連リンク	なし
⑨受付窓口	市役所本庁舎4階 都市総務課
⑩問合せ窓口	都市整備部都市総務課 ☎：018-888-5762

No.11 秋田市住宅リフォーム支援事業	
① 支援種類	現物給付
② 制度内容	<p>自然災害により被害を受けた秋田市内にある住宅本体の復旧工事に対する補助です。同一の災害に対し1回申請できます。</p> <p>【対象住宅】次のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一戸建て住宅（併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が建築物全体の延べ面積の1/2以上あること） ・マンション等の共同住宅（自らが所有し居住する専有部分のみ） <p>【対象工事費】20万円以上（税込み）</p> <p>【工事業者】建設業者等（本店の所在問わず）</p> <p>【補助額】対象工事費の10%（千円未満切り捨て）、上限5万円</p>
③ 対象者	<p>秋田市内に住所を有し、市税に滞納がなく、次のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 自ら居住するため所有する住宅の増改築又はリフォーム等工事を行う方 (2) 自ら居住する住宅であって、配偶者、親（配偶者の親を含む）又は子が所有するもののリフォーム等工事を行う方 (3) 自らが所有する住宅であって、親（配偶者の親を含む）又は子が居住するもののリフォーム等工事を行う方 (4) 親（配偶者の親を含む）又は子が所有し、かつ居住する住宅のリフォーム等工事を行う方
④ 申請期限	<ul style="list-style-type: none"> ・申請期間は、問合せ窓口へお問い合わせください。 ・申請期間内に完了した工事が対象です。 ・申請には、罹災証明書又は被害証明書（写しでも可）の添付が必要です。
⑤ 申請方法	<ol style="list-style-type: none"> (1) 申請書をダウンロード（印刷）できる方 本市ホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、受付窓口での申請又は郵送もしくはメールにて申請をお願いします。 (2) 申請書をダウンロード（印刷）できない方 受付窓口で配付します。必要事項を記載し、受付窓口での申請又は郵送もしくはメールにて申請をお願いします。
⑥ 申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書兼市税納付に関する調査同意書 ・工事請負契約書又は請書の写し（※これについては省略可） ・工事内訳見積書の写し ・工事を行う住宅の外観写真および工事部分の着工前、施工中、完了後の写真 ・工事費用の支払いを確認できる領収書等の写し ・自然災害に伴い住宅等へ被害があったことを証する罹災証明書又は被害証明書（写しでも可）
⑦ その他・補足	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外にも必要な書類の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。 ・高効率給湯器の設置又は交換等は、補助の対象外。 ・他の補助金（国、県、本市等が実施する事業で国費が充当されているものに限る。）の補助対象工事の場合は併用できません。
⑧ 関連リンク	https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/sumai/1007487/1007790.html
⑨ 受付窓口	市役所本庁舎4階 住宅政策課、河辺市民サービスセンター、雄和市民サービスセンター
⑩ 問合せ窓口	都市整備部住宅政策課 ☎:018-888-5770



No.12 秋田県賃貸型応急住宅制度【災害救助法適用時】	
①支援種類	現物給付
②制度内容	住宅が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対し、秋田県が災害救助法に基づき民間賃貸住宅を借り上げて提供し、最長2年間入居することができます。
③対象者	次のいずれかに該当する方 (1) 住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない方 (2) 「半壊」（中規模半壊、大規模半壊を含む）であって、住み続けることが困難な程度の痛みや、避難指示の長期化により住宅として利用できず、自らの住家に居住できない方 (3) 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する方のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる方であって、上記(2)に該当する場合 (4) その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められる場合
④申請期限	・申請期間は、問合せ窓口へお問い合わせください。 ・借上げ住宅の条件（秋田県内の物件で、次のいずれにも該当） (1) 貸主から同意を得ているもの (2) 新耐震基準で建設されたもの又は耐震診断、耐震改修等により住宅耐震性が確認されたもの (3) 不動産事業者（仲介業者）が斡旋した住宅であること (4) 家賃が入居する世帯人数に応じた金額以内であること
⑤申請方法	(1) 申込書等をダウンロード（印刷）できる方 本市ホームページから申込書等をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、受付窓口で申込をお願いします。 (2) 申込書等をダウンロード（印刷）できない方 受付窓口で配付します。必要事項を記載し、受付窓口で申込をお願いします。
⑥申請に必要なもの	・秋田県賃貸型応急住宅入居申込書 ・入居希望物件概要書 ・申出書 ・罹災証明書（写しでも可） ・住民票（世帯全員） ・同意書（貸主が記載するもの）又は確約書（不動産会社等が記載するもの） ・誓約書 ・委任状※貸主は不動産会社等に管理委託する場合など
⑦その他・補足	(1) 費用負担（秋田市の負担） 家賃、共益費（又は管理費）、礼金、仲介手数料、退去修繕負担金、火災保険等損害保険料、鍵交換費用 (2) 応急修理期間中の入居期間 応急修理の対象工事を実施している間（災害発生の日から6か月のまでの間に限り）入居が認められます。 (3) 既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している方 災害救助法の適用日以降に被災し、既に個人で契約して入居している場合でも、「③対象者」および「借上げ住宅の条件」等を満たし、貸主の同意が得られる場合は、秋田市、貸主、入居者が三者契約を締結することで入居日に遡り、賃貸型応急住宅の提供が可能となります。※申込時、個人で契約した契約書の写しが必要です。 (4) 公営住宅（市営住宅等）の一時使用許可で一時的に入居された方が秋田県賃貸型応急住宅制度を活用する場合の入居期間は、公営住宅に一時入居した日から最長2年となります。
⑧関連リンク	なし
⑨受付窓口	市役所本庁舎4階 住宅政策課
⑩問合せ窓口	都市整備部住宅政策課 ☎:018-888-5770

No. 13 市営住宅の一時使用許可



① 支援種類	一時提供
② 制度内容	災害によりその所有等している住宅での居住が困難になった者に対し居住の場を確保することの緊急性および公益性に鑑み、市営住宅、借上市営住宅および特定公共賃貸住宅の一時使用を認めることにより、自立した生活の開始を支援する。
③ 対象者	災害によりその所有等している住宅での居住が困難になった者
④ 申請期限	申請期間は、問合せ窓口へお問い合わせください。
⑤ 申請方法	申請書は受付窓口で配付します。必要事項を記載し、受付窓口で申請をお願いします。
⑥ 申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・行政財産使用許可申請書（市営住宅等一時使用許可申請書） ・被災者および同居親族の住民票（後日提出でも可） ・罹災証明書又は被害証明書（写しでも可） ・一時使用に係る誓約書 ・その他必要と認める書類
⑦ その他・補足	<p>(1) 提供住宅 ご案内できる市営住宅等は限られています。詳細は、申請時にご案内します。 ※被災者の緊急的な住宅の確保に対応できるよう、修繕済みの住戸のほか、未修繕の住戸をご案内する場合がありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>(2) 家賃等 原則として全額減免、敷金は不要</p> <p>(3) 留意事項 入居決定後、2週間以内に入居が無い場合は、一時使用の許可を取消す場合があります。 団地内で犬や猫などの動物を飼うことはできません。</p>
⑧ 関連リンク	https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/sumai/1039347.html
⑨ 受付窓口	市役所本庁舎4階 住宅政策課
⑩ 問合せ窓口	都市整備部住宅政策課 ☎:018-888-5770

④子育て支援関係

No.14 保育料の減免	
①支援種類	利用者負担額(保育料)の減免
②制度内容	③対象者に該当する方に利用者負担額(保育料)の減免を行います。
③対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、認定こども園、小規模保育事業又は事業所内保育事業の0～2歳児クラスを利用している方 ・前年の世帯所得の合計が1,000万円以下の方 ・住家において、30%以上(中規模半壊以上)の被害があった方
④申請期限	申請期間は罹災日(罹災証明書に記載)の属する月を含む6か月間
⑤申請方法	保育料等(利用者負担額)減免申請書の必要事項を記載のうえ、受付窓口又は郵送で申請してください。
⑥申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・保育料等(利用者負担額)減免申請書 ・罹災証明書(写しでも可)
⑦その他・補足	なし
⑧関連リンク	なし
⑨受付窓口	市役所本庁舎2階 子ども育成課
⑩問合せ窓口	子ども未来部子ども育成課 ☎:018-888-5692

No. 15 児童扶養手当の特例措置



① 支援種類	給付
② 制度内容	児童扶養手当の受給資格がある方で、災害により住宅・家財などの財産価格のおおむね 2 分の 1 以上の損害を受けられた方には、所得制限を一時的に解除し、全部支給となる特例措置を受けられます。
③ 対象者	児童扶養手当の受給資格がある方のうち、一部支給又は全部支給停止で、災害により住宅・家財などの財産価格のおおむね 2 分の 1 以上の損害を受けられた方が対象です。
④ 申請期限	被災した月から翌年の 10 月分まで
⑤ 申請方法	受付窓口で申請してください。
⑥ 申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書（写しでも可） ・児童扶養手当被災状況届（子ども福祉課窓口で、ご用意いたします）
⑦ その他・補足	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当が全部支給の方は対象外です。 ・保険金などで補てんされた分は被害額に含みません。 ・被災された年の所得が、全部支給限度額以上の場合は、後日返還していただきます。 ・税法上、扶養していない親族の損害は含みません。
⑧ 関連リンク	https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/kosodate/1005863/1039454.html
⑨ 受付窓口	市役所本庁舎2階 子ども福祉課
⑩ 問合せ窓口	子ども未来部子ども福祉課 ☎ : 018-888-5690

No. 16 母子父子寡婦福祉資金貸付金（住宅資金）



① 支援種類	住宅等の修繕、補修
② 制度内容	現にひとり親家庭が居住し、かつ所有する場合に限って、以下の場合に低金利もしくは無利子で貸し付けを行います。 (1) 住宅の補修、修繕等に要する費用 (2) 電気、ガス、水道設備などの補修工事に要する費用 【貸付限度額】150万円、特に必要と認められる場合は200万円
③ 対象者	ひとり親世帯の母、父および寡婦
④ 申請期限	なし
⑤ 申請方法	母子父子寡婦福祉資金貸付申請書に、⑥に記載されている書類を添付して、受付窓口（子ども福祉課）での申請をお願いします。
⑥ 申請に必要なもの	(1) 戸籍謄本（親と子が同一戸籍でない場合は、それぞれ1通） (2) 住民票（世帯全員の写し） (3) 申請者の所得を証明するもの（前年の源泉徴収等） (4) 申請者の資産を証明するもの（固定資産評価証明書又は固定資産税納入通知書） (5) 保証人の所得を証明するもの（前年の源泉徴収等）※保証人がいる場合 (6) 同意書（世帯全員のもの） (7) 申請者の納税状況を証するもの (8) 住宅補修等計画書（住宅の補修等に要する費用のみ） (9) 工事箇所や面積を明らかにした平面図等 (10) 経費見積書 ※6,8については様式有
⑦ その他・補足	・事前に状況を確認させていただきますので、事前のご相談をお願いします。 ・緊急性・必要性の確認のため、実際にご自宅を訪問する場合があります。 ・申請後、審査を行います。貸付が承認されない場合もございます。ご了承ください。
⑧ 関連リンク	https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/kosodate/1005863/1005972.html
⑨ 受付窓口	市役所本庁舎2階 子ども福祉課
⑩ 問合せ窓口	子ども未来部子ども福祉課 ☎:018-888-5690

No.17 児童・生徒への学用品の給与（教科書及び正規の教材）【災害救助法適用時】

①支援種類	現物給付
②制度内容	災害救助法に基づき、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書および正規の教材を支給します。
③対象者	災害により住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失もしくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。
④申請期限	申請期間は災害発生日から1か月
⑤申請方法	対象者に、学校から「学用品の給与に関する申請書」を配布するので、必要事項を記入のうえ、罹災証明書（写しでも可）を付けて就学先学校での申請をお願いします。
⑥申請に必要なもの	・学用品の給与に関する申請書 ・罹災証明書（写しでも可）
⑦その他・補足	【対象品目】教科書及び正規の教材 【費用の限度額】実費 ※現物での支給になります。（金銭での支給ではありません。）
⑧関連リンク	なし
⑨受付窓口	就学先の小・中・高等学校
⑩問合せ窓口	教育委員会学事課 ☎：018-888-5806

No.18 児童・生徒への学用品の給与（文房具、通学用品）【災害救助法適用時】	
①支援種類	現物給付
②制度内容	災害救助法に基づき、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、文房具や通学用品を支給します。
③対象者	災害により住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失もしくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒
④申請期限	申請期間は災害発生日から15日
⑤申請方法	対象者に、学校から「学用品の給与に関する申請書」を配布するので、必要事項を記入のうえ、罹災証明書（写しでも可）を付けて就学先学校での申請をお願いします。
⑥申請に必要なもの	・学用品の給与に関する申請書 ・罹災証明書（写しでも可）
⑦その他・補足	<p>【対象品目】</p> <p>(1) ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規など</p> <p>(2) 傘、靴、長靴など</p> <p>(3) 運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付きハーモニカ、工作用具、裁縫用具など</p> <p>【費用の限度額】</p> <p>(1) 小学校児童：5,500円以内</p> <p>(2) 中学校生徒：5,800円以内</p> <p>(3) 高等学校等生徒：6,300円以内</p> <p>※就学に影響する必要最低限度の学用品の支給が対象になります。</p> <p>※現物での支給になります（金銭での支給ではありません）。</p>
⑧関連リンク	なし
⑨受付窓口	就学先の小・中・高等学校
⑩問合せ窓口	教育委員会学事課 ☎：018-888-5806

⑤福祉・衛生関係

No.19 障害児福祉手当の所得制限解除

①支援種類	給付
②制度内容	障害児福祉手当の所得制限を受けている場合で、住宅・家財等の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けた場合、所得制限を解除するものです。
③対象者	障害児福祉手当の受給世帯で所得制限を受ける者の所有する財産について2分の1以上の損害を受けた者
④申請期限	なし
⑤申請方法	必要書類をご用意の上、受付窓口で申請をお願いします。
⑥申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児福祉手当被災状況書 ・罹災証明書（写しでも可） ・本人確認書類（運転免許証等） ※代理人の場合は、代理人の本人確認書類
⑦その他・補足	なし
⑧関連リンク	なし
⑨受付窓口	市役所本庁舎1階 障がい福祉課 河辺市民サービスセンター、雄和市民サービスセンター
⑩問合せ窓口	福祉保健部障がい福祉課 ☎:018-888-5663

No. 20 障害福祉サービスおよび障害児通所支援利用者負担額の減免

① 支援種類	減免
② 制度内容	住宅および家財の価格に対する損害割合で、障害福祉サービス等の利用者負担額が減免される場合があります。
③ 対象者	本市で支給決定し、罹災日以降に障害福祉サービス等を利用している障がい者および障がいの保護者等
④ 申請期限	申請期間は災害発生日から6か月
⑤ 申請方法	<p>(1) 申請書をダウンロード(印刷)できる方 本市ホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、受付窓口での申請又は郵送で申請をお願いします。</p> <p>(2) 申請書をダウンロード(印刷)できない方 ご希望の住所へ申請書を郵送できますのでご連絡ください。書類が届きましたら必要事項を記載し、受付窓口での申請又は郵送で申請をお願いします。受付窓口へ直接お越しただいての申請も可能です。</p>
⑥ 申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担額減免・免除申請書 ・罹災証明書(写しでも可) ・災害に係る保険金の受領証 等 <p>※同一世帯の者全員の所得金額の合計額が1千万円を超える場合および損害保険金で補てんされる場合は、減免の対象となりません。</p>
⑦ その他・補足	なし
⑧ 関連リンク	なし
⑨ 受付窓口	市役所本庁舎1階 障がい福祉課
⑩ 問合せ窓口	福祉保健部障がい福祉課 ☎:018-888-5663

No.21 特別児童扶養手当の所得制限解除	
① 支援種類	給付
② 制度内容	特別児童扶養手当の所得制限を受けている場合で、住宅・家財等の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けた場合、所得制限を解除するものです。
③ 対象者	特別児童扶養手当の受給世帯で所得制限を受ける者の所有する財産について2分の1以上の損害を受けた者
④ 申請期限	なし
⑤ 申請方法	必要書類をご用意の上、受付窓口で申請をお願いします。
⑥ 申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当被災状況書 ・罹災証明書（写しでも可） ・本人確認書類（運転免許証等） ※代理人の場合は、代理人の本人確認書類
⑦ その他・補足	なし
⑧ 関連リンク	なし
⑨ 受付窓口	市役所本庁舎1階 障がい福祉課 河辺市民サービスセンター 雄和市民サービスセンター
⑩ 問合せ窓口	福祉保健部障がい福祉課 ☎:018-888-5663

No.22 特別障害者手当の所得制限解除

① 支援種類	給付
② 制度内容	特別障害者手当の所得制限を受けている場合で、住宅・家財等の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けた場合、所得制限を解除するものです。
③ 対象者	特別障害者手当の受給世帯で所得制限を受ける者の所有する財産について2分の1以上の損害を受けた者
④ 申請期限	なし
⑤ 申請方法	必要書類をご用意の上、受付窓口で申請をお願いします。
⑥ 申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・特別障害者手当被災状況書 ・罹災証明書（写しでも可） ・本人確認書類（運転免許証等） ※代理人の場合は、代理人の本人確認書類
⑦ その他・補足	なし
⑧ 関連リンク	なし
⑨ 受付窓口	市役所本庁舎1階 障がい福祉課 河辺市民サービスセンター 雄和市民サービスセンター
⑩ 問合せ窓口	福祉保健部障がい福祉課 ☎:018-888-5663

No.23 秋田市介護予防・日常生活支援総合事業における 第一号事業利用者負担額の減免



① 支援種類	減免
② 制度内容	秋田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第15条第2項による第一号事業支給費の額の特例について、減免事由への該当が見込まれる対象者に申請書類等を送付するものです。 ※「介護保険料減免申請のお知らせ対象者」のうち、対象月に総合事業サービスの利用実績がある方
③ 対象者	罹災日以降に介護予防・日常生活支援総合事業における通所型・訪問型サービスの利用者
④ 申請期限	罹災証明書が発行された月から6月間（ただし、2年の時効があります）
⑤ 申請方法	減免事由への該当が見込まれる対象者に減免申請関係書類等を送付します。 該当する場合は必要事項を記載のうえ、長寿福祉課窓口での申請又は郵送にて申請をお願いします。
⑥ 申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・第一号事業利用者負担額減額・免除申請書（両面2ページ） ・損害保険金の額が確認できる書類（損害保険に加入していない場合又は保険対象にならなかった場合は不要） ・被災内容を証明する書類（罹災証明書、被災状況が分かる写真など） <p>※被害を受けた住宅が、本人又はその属する世帯の生計を主として維持する方の所有に係る住宅以外である場合は、減免の対象となりません。</p> <p>※収入が世帯で1千万円を超える場合および損害保険金で補てんされる場合は、減免の対象となりません。</p>
⑦ その他・補足	なし
⑧ 関連リンク	https://www.city.akita.lg.jp/bosai-kinkyu/1011678/1039663.html
⑨ 受付窓口	市役所本庁舎2階 長寿福祉課
⑩ 問合せ窓口	福祉保健部長寿福祉課 ☎:018-888-5668

No. 24 介護保険料の減免



① 支援種類	減免
② 制度内容	<p>災害等により、住宅や家財に著しい損害を受けたとき、介護保険料を減免します。</p> <p>※被害を受けた住宅が、自己の所有又は同居する主たる生計維持者の所有であって、常時居住の用に供していること。</p> <p>※前年中（当該年度の市民税が確定していない場合は、前々年中）の同一世帯の方全員の所得金額の合計額が1,000万円以下であること。</p> <p>※水害の場合は、被害の内容が、床上50センチメートル以上の浸水又は中規模半壊以上であること。</p> <p>※減免決定となる場合、所得金額および損害金額の割合に応じ、全額免除又は第5段階以下への減額を行います。減免期間は、申請に係る納期から当該申請に係る納期の属する年度の最後の納期までにおいて必要と認められる納期となります。</p> <p>※原則、罹災証明書の交付後の審査となります。</p>
③ 対象者	災害で被害を受けた第一号被保険者（65歳以上）の方
④ 申請期限	災害等があった年度の2月19日まで（普通徴収の方は3月の納期限前7日まで）
⑤ 申請方法	<p>次のいずれかの方法で申請してください。</p> <p>(1) 介護保険課窓口</p> <p>(2) 申請書をダウンロード（印刷）できる方 本市ホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、受付窓口での申請又は郵送で申請をお願いします。</p> <p>(3) 申請書をダウンロード（印刷）できない方 ご希望の住所へ申請書を郵送することができますのでご連絡ください。書類が届きましたら必要事項を記載し、受付窓口での申請もしくは郵送で申請をお願いします。</p>
⑥ 申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険料減免・徴収猶予申請書 ・収入状況等申告書 ・所得証明書（同一世帯の方すべての所得がわかるもの） ・被害内容を証明する書類（罹災証明書（写しでも可）、被災状況がわかる写真など） ・損害保険金等の金額が確認できる書類（保険金等を受領した場合） <p>※上記以外にも審査に必要な書類の提出をお願いする場合があります。</p>
⑦ その他・補足	介護保険料の徴収猶予制度もございます。詳しくは介護保険課までお問い合わせください。
⑧ 関連リンク	https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/kaigohoken/1006764/1009981/1040777.html
⑨ 受付窓口	市役所本庁舎2階 介護保険課
⑩ 問合せ窓口	福祉保健部介護保険課 ☎:018-888-5672

No. 25 介護保険利用者負担額の減免



① 支援種類	減免
② 制度内容	<p>災害等により、住宅や家財に著しい損害を受けたとき、介護保険利用者負担額を減免します。</p> <p>※被害を受けた住宅が、自己の所有又は同居する主たる生計維持者の所有であって、常時居住の用に供していること。</p> <p>※前年中（当該年度の市民税が確定していない場合は、前々年中）の同一世帯の方全員の所得金額の合計額が1,000万円以下であること。</p> <p>※水害の場合は、被害の内容が、床上50センチメートル以上の浸水又は中規模半壊以上であること。</p> <p>※減免決定となる場合、所得金額および損害金額の割合に応じ、全額免除又は負担割合の7割以下への減額を行います。減免期間は、申請書の提出のあった日の属する月から6月の範囲内において必要と認められる月までとなります。</p> <p>※原則、罹災証明書の交付後の審査となります。</p>
③ 対象者	要介護・要支援認定を受け、罹災月以降6月間に介護サービスの利用がある方
④ 申請期限	罹災証明書が発行された月から6月間（ただし、2年の時効があります）
⑤ 申請方法	<p>次のいずれかの方法で申請してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険課窓口 <p>※ご希望の住所へ申請書を郵送することができますのでご連絡ください。書類が届きましたら必要事項を記載し、受付窓口での申請もしくは郵送で申請をお願いします。</p>
⑥ 申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険利用者負担額減額・免除申請書 ・収入状況等申告書 ・所得証明書（同一世帯の方すべての所得がわかるもの） ・被害内容を証明する書類（罹災証明書（写しても可）、被災状況がわかる写真など） ・損害保険金等の金額が確認できる書類（保険金等を受領した場合）
⑦ その他・補足	上記以外にも審査に必要な書類の提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。
⑧ 関連リンク	https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/kaigohoken/1006764/1009980/1016309.html
⑨ 受付窓口	市役所本庁舎2階 介護保険課
⑩ 問合せ窓口	福祉保健部介護保険課 ☎:018-888-5674

No.26 浸水家屋の衛生指導および消毒



① 支援種類	相談対応
② 制度内容	<p>豪雨等で浸水家屋が発生した際に、保健所による衛生指導および消毒液の配布を行います。消毒作業は、基本的にはご自身で行っていただけますが、ご自身での作業が困難な方には、保健所による消毒を実施します。保健所で実施する消毒は床上のみとなります。</p> <p>なお、床下については、丁寧な清掃と十分な乾燥が最も重要であり、消毒は原則不要とされております。</p>
③ 対象者	災害で被害を受けた所有者および占有者
④ 申請期限	なし
⑤ 申請方法	<p>(1) 床上浸水の被害があった地域へ職員が戸別に訪問し、衛生指導および消毒液を配布するほか、床上・床下浸水の被害を受けた方に対し、保健所や各市民サービスセンターでも消毒液の配布を行います。また、消毒に関することは、電話による相談も受付します。</p> <p>※電話による相談は、月～金(祝日、年末年始を除く)8:30～17:15</p> <p>(2) ご自身での消毒作業が困難で保健所による消毒を実施する場合は、申込みが必要となります。(床上浸水のみ)</p> <p>※申込みは、衛生指導訪問時のほか、電話又は受付窓口で受付します。</p>
⑥ 申請に必要なもの	床上浸水家屋消毒作業実施申込書
⑦ その他・補足	消毒液および保健所による消毒作業の費用は無料です。
⑧ 関連リンク	https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/kenko/1005371/1005586.html
⑨ 受付窓口	秋田市保健所 健康管理課 感染症・難病担当
⑩ 問合せ窓口	秋田市保健所 健康管理課 感染症・難病担当 ☎:018-827-5250

⑥環境・水道関係

No.27 一般廃棄物処理手数料減免

①支援種類	減免
②制度内容	<p>自分の住居又はその敷地から排出される一般廃棄物のうち、次のいずれかに該当するものを自己搬入した方の一般廃棄物処理手数料を減免します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天災により流れ着き、又は飛来した物 ・天災により損壊した住居の全部もしくは一部 ・天災により損壊した家財道具（被災時に住居以外の場所にあったものを除く）
③対象者	上記「②制度内容」に該当する災害ごみを、自ら総合環境センターに搬入する方
④申請期限	なし
⑤申請方法	<p>総合環境センターの窓口に次の書類を提出してください。なお、緊急を要するときは、被災したことが分かる事項を記載した書類の提出をもって申請に代えることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理手数料減免申請書（総合環境センターの窓口でお渡しします） ・罹災証明書もしくは被害証明書（写しでも可） ・被災状況の分かる写真又は書面 ・その他必要と認める書類
⑥申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理手数料減免申請書（総合環境センターの窓口でお渡しします） ・罹災証明書もしくは被害証明書（写しでも可） ・被災状況の分かる写真又は書面 ・その他必要と認める書類 <p>※緊急を要するときは、被災したことが分かる事項を記載した書類の提出をもって申請に代えることができます。</p>
⑦その他・補足	秋田市一般廃棄物処理手数料減免取扱要綱に基づき、取り扱います。
⑧関連リンク	なし
⑨受付窓口	総合環境センター
⑩問合せ窓口	環境部総合環境センター ☎:018-839-4816

No.28 災害廃棄物（土砂）に関すること

① 支援種類	清掃
② 制度内容	<p>宅地内へ流入した土砂について、被災者が土のう袋に集積したものを回収するものです。</p> <p>※土のう袋は、市道の脇等、道路上で交通の妨げにならない場所にまとめて置き、作業終了後、道路維持課へご連絡ください。</p> <p>※一般ごみについては、回収できませんのでご了承ください。</p> <p>※土のう袋は各自で準備してください。</p>
③ 対象者	災害で被害を受けた所有者および占有者
④ 申請期限	なし
⑤ 申請方法	電話等により道路維持課へご連絡ください。
⑥ 申請に必要なもの	なし
⑦ その他・補足	なし
⑧ 関連リンク	なし
⑨ 受付窓口	なし
⑩ 問合せ窓口	建設部道路維持課 ☎:018-888-5751

No.29 トイレに関すること(水洗トイレ)



①支援種類	相談対応
②制度内容	災害等で水洗トイレが流れにくい等の相談対応をするものです。
③対象者	災害で被害を受けた使用者
④申請期限	なし
⑤申請方法	なし
⑥申請に必要なもの	なし
⑦その他・補足	なし
⑧関連リンク	https://www.city.akita.lg.jp/suido/1040911/1031703.html
⑨受付窓口	上下水道局川尻庁舎1階 お客様センター（受付時間は平日8時30分～17時15分） 上下水道局川尻庁舎宿日直（受付時間は平日17時15分～8時30分、祝休日24時間）
⑩問合せ窓口	上下水道局お客様センター ☎:018-823-8431

No. 30 水道（濁り水・断水）に関すること



① 支援種類	減量認定
② 制度内容	水道工事や消火栓の使用などにより発生した水道水の濁り水について、かけ流した時間分を上下水道料金等から差し引く（減量認定）ものです。 ※かけ流しをした時間などに応じて、減量認定となります。 ※濁り水は、しばらくかけ流しすることできれいになります。
③ 対象者	濁り水が発生した水道使用者
④ 申請期限	なし
⑤ 申請方法	住所、氏名、濁り水により水道水をかけ流した時間について、お電話でお知らせください。
⑥ 申請に必要なもの	なし
⑦ その他・補足	かけ流しをした時間の確認などのため、ご連絡をする場合がありますので、ご了承ください。
⑧ 関連リンク	https://www.city.akita.lg.jp/suido/okyakusama/1008307.html
⑨ 受付窓口	上下水道局川尻庁舎1階 お客様センター（受付時間は平日8時30分～17時15分） 上下水道局川尻庁舎宿日直（受付時間は平日17時15分～8時30分、祝休日24時間）
⑩ 問合せ窓口	上下水道局お客様センター ☎：018-823-8431

No. 31 上下水道料金等の減免



① 支援種類	減免
② 制度内容	<p>震災、風水害その他自然災害で被害を受けた使用者に対して、被害状況に応じ、上下水道料金等の全額もしくは従量料金を減免するものです。</p> <p>次のような場合には、上下水道料金等の減免を受けることができます。</p> <p>(1) 使用者の住居が半壊以上で市の罹災証明書の交付を受けた場合は、全額減免（減免期間は状況により異なります。）</p> <p>(2) 使用者の給水装置が損壊して漏水した場合又は床上浸水等の被害を受けたことについて市の罹災証明書又は被害証明書の交付を受け、復旧のために水道を使用した場合は、従量料金の減免（被害を受けた日から復旧までの期間の従量料金）</p>
③ 対象者	震災等で市の罹災証明書等の交付を受けた水道使用者
④ 申請期限	なし
⑤ 申請方法	<p>上下水道局1階お客様センターの窓口で申請書に必要事項を記載し、罹災証明書等を添付のうえ、申請をお願いします。</p> <p>なお、窓口申請のほか郵送での申請もできますのでご連絡ください。</p>
⑥ 申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金、下水道使用料等減免申請書 ・罹災証明書又は被害証明書（写しでも可） <p>なお、上記以外にも事実確認に必要な書類の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。</p>
⑦ その他・補足	申請内容確認などのため、ご連絡をする場合がありますので、ご了承ください。
⑧ 関連リンク	https://www.city.akita.lg.jp/suido/1040911/1039313.html
⑨ 受付窓口	上下水道局川尻庁舎1階 お客様センター※受付時間は平日8時30分～17時15分
⑩ 問合せ窓口	上下水道局お客様センター ☎:018-823-8431

No. 32 下水道受益者負担金の徴収猶予



① 支援種類	徴収猶予
② 制度内容	受益者が、災害等、その他の事故により、負担金の納付が困難になった場合、一定期間、徴収を猶予することができます。
③ 対象者	罹災内容にかかわらず、災害で被害を受けた全ての方が対象
④ 申請期限	なし
⑤ 申請方法	電話での問い合わせにより、徴収猶予が可能かの判断が必要となります。 申請書を送付しますので書類が届きましたら、必要事項を記載のうえ、窓口での申請もしくは、郵送にて申請をお願いします。
⑥ 申請に必要なもの	・罹災証明書（写しでも可） なお、上記以外にも事実確認に必要な書類の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。
⑦ その他・補足	交付手数料は無料です。 なお、上記以外にも事実確認に必要な書類の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。
⑧ 関連リンク	https://www.city.akita.lg.jp/suido/okyakusama/1008172/1008295.html
⑨ 受付窓口	上下水道局2階 下水道整備課 ※受付時間は平日8時30分～17時15分
⑩ 問合せ窓口	上下水道局下水道整備課 ☎:018-864-1455

No. 33 下水道分担金の徴収猶予



① 支援種類	徴収猶予
② 制度内容	受益者が、災害等、その他の事故により、分担金の納付が困難になった場合、一定期間、徴収を猶予することができます。
③ 対象者	罹災内容にかかわらず、災害で被害を受けたすべての方が対象
④ 申請期限	なし
⑤ 申請方法	電話での問い合わせにより、徴収猶予が可能かの判断が必要となります。 申請書を送付しますので書類が届きましたら、必要事項を記載のうえ、窓口での申請もしくは、郵送にて申請をお願いします。
⑥ 申請に必要なもの	・罹災証明書（写しでも可） なお、上記以外にも事実確認に必要な書類の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。
⑦ その他・補足	交付手数料は無料です。 なお、上記以外にも事実確認に必要な書類の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。
⑧ 関連リンク	https://www.city.akita.lg.jp/suido/okyakusama/1008172/1008295.html
⑨ 受付窓口	上下水道局2階 下水道整備課 ※受付時間は平日8時30分～17時15分
⑩ 問合せ窓口	上下水道局下水道整備課 ☎:018-864-1455

⑦ 税・保険料関係

No. 34 森林環境税の免除	
① 支援種類	税金の免除
② 制度内容	<p>市県民税と併せて市が徴収する森林環境税(国税)について、災害により被害を受けた方は、免除の対象となる場合があります。</p> <p>【免除の対象となる方】</p> <p>(1) 災害により死亡した者</p> <p>(2) 災害により障害者となった者</p> <p>(3) 災害により自己の所有に係る住宅又は家財につき生じた損害額がその住宅又は家財の価格の10分の3以上である者で、前年の合計所得金額が500万円以下であるもの</p> <p>(4) 災害により自己の所有に係る住宅又は家財につき生じた損害額がその住宅又は家財の価格の10分の5以上である者で、前年の合計所得金額が500万円を超え750万円以下であるもの</p>
③ 対象者	災害で被害を受けた方で市県民税が課税されている方
④ 申請期限	納期限までに申請が必要
⑤ 申請方法	<p>申請書類を記載し、必要書類を添付の上、市民税課窓口又は郵送にて申請をお願いします。</p> <p>なお、申請書類は市民税課窓口に備え付けているほか、ご希望の方には郵送いたしますのでお電話等でご連絡ください。</p>
⑥ 申請に必要なもの	<p>(1) 森林環境税免除申請書</p> <p>(2) 収入状況等申告書</p> <p>(3) 給与証明書(源泉徴収票や給与明細書等による代用可)</p> <p>(4) 身分証明書(郵送の場合は写しを同封ください)</p> <p>なお、上記以外にも事実確認に必要な書類(罹災証明書の写し等)の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。</p> <p>※(1)~(3)の申請書類は市民税課備え付けの様式となります。</p> <p>※ご本人以外の方が申請する場合には委任状が必要となります。</p>
⑦ その他・補足	②制度内容、④申請期限、⑤申請方法および⑥必要書類等の詳細については、市民税課にご相談ください。
⑧ 関連リンク	なし
⑨ 受付窓口	市役所本庁舎2階 市民税課
⑩ 問合せ窓口	財政部市民税課 ☎:018-888-5476

No. 35 市県民税の軽減措置



① 支援種類	税金の軽減措置
② 制度内容	<p>災害により被害を受けた住宅・家財などの撤去費用などについて、市県民税算定の際に「雑損」として控除の対象となる場合があります。</p> <p>【控除の対象となる金額】</p> <p>次の(1)と(2)のうちいずれか多い方の金額</p> <p>(1) (損害金額+災害等関連支出の金額-保険金等の額) - (総所得金額等) × 10%</p> <p>(2) (災害関連支出の金額-保険金等の額) - 5万円</p> <p>(注1) 「損害金額」とは、損害を受けた時の直前におけるその資産の時価を基にして計算した損害の額です。</p> <p>(注2) 「災害等関連支出の金額」とは、次のような支出をいいます。</p> <p>① 災害により滅失した住宅、家財などを取壊し又は除去するために支出した金額など</p> <p>② 盗難 や横領により損害を受けた資産の原状回復のための支出など</p> <p>(注3) 「保険金等の額」とは、災害などに関して受け取った保険金や損害賠償金などの金額をいいます。</p> <p>保険金等の額は、まず、損害金額から差し引き、保険金等の額が損害金額を超える場合には、災害(等)関連支出の金額から差し引きます。</p> <p>(注4) 「災害関連支出の金額」とは、上記(注2)①の金額をいいます。</p>
③ 対象者	災害で被害を受けた方で、災害の翌年度の市県民税が課税される方
④ 申請期限	災害で被害を受けた翌年から5年
⑤ 申請方法	災害で被害を受けた翌年の確定申告又は市県民税申告で申告してください。
⑥ 申請に必要なもの	<p>(1) 市が発行する罹災証明書(コピー)</p> <p>(2) 住宅・家財等の取得価格および取得年月日のわかる書類の写し</p> <p>(3) 被害により受ける保険金、損害賠償金、災害見舞金などの金額がわかるもの</p> <p>(4) 災害関連支出金額の明細およびその領収書など</p> <p>(5) 源泉徴収票など、通常の市・県民税申告に必要な書類</p>
⑦ その他・補足	詳細については、市民税課にご相談ください。
⑧ 関連リンク	https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/zeikin/1003649/1039340.html
⑨ 受付窓口	市役所本庁舎2階 市民税課
⑩ 問合せ窓口	財政部市民税課 ☎:018-888-5476

No. 36 固定資産税の減免

① 支援種類	減免
② 制度内容	秋田市にて発生した災害で被害を受けた土地・家屋・償却資産について、被害状況に応じて固定資産税を全部又は一部免除します。
③ 対象者	災害で被害を受けた固定資産の所有者
④ 申請期限	申請期限は、納期限の7日前まで
⑤ 申請方法	受付窓口で直接申請していただけます。 また、ご希望の住所へ申請書を郵送することができますのでご連絡ください。書類が届きましたら必要事項を記載し、受付窓口での申請もしくは郵送にて申請をお願いします。
⑥ 申請に必要なもの	なし
⑦ その他・補足	なし
⑧ 関連リンク	なし
⑨ 受付窓口	市役所本庁舎2階 資産税課
⑩ 問合せ窓口	財政部資産税課 ☎:018-888-5480(償却資産担当)

No. 37 市税の徴収猶予制度



① 支援種類	徴収猶予
② 制度内容	災害により財産に被害を受けた納税義務者が、市税を一時的に納付することができないと認められるときは、徴収を猶予します。
③ 対象者	災害で被害を受けた納税義務者
④ 申請期限	申請期間は災害発生日から1年以内
⑤ 申請方法	<p>(1) 申請書をダウンロード(印刷)できる方 本市ホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記載して、受付窓口又は郵送で申請をお願いします。メールでの申請もできます。</p> <p>(2) 申請書をダウンロード(印刷)できない方 ご希望の住所へ申請書を郵送しますのでご連絡ください。申請書が届きましたら必要事項を記載し、受付窓口又は郵送で申請をお願いします。</p>
⑥ 申請に必要なもの	罹災証明書(写し可)又は被害の状況が分かる写真など
⑦ その他・補足	上記以外にも状況確認に必要な書類の提出をお願いする場合があります。
⑧ 関連リンク	https://www.city.akita.lg.jp/eservice/shinseisho/1012738/1012114.html
⑨ 受付窓口	市役所本庁舎2階 納税課、特別滞納整理課
⑩ 問合せ窓口	財政部納税課 ☎:018-888-5481 財政部特別滞納整理課 ☎:018-888-5484

No. 38 国民健康保険税の減免

① 支援種類	減免
② 制度内容	災害で被害を受けた納税義務者等が所有し、居住する住宅（所有する家財を含む場合もあります。）について、申請に基づき、損害の割合、世帯の合計所得金額（災害があった年度の前年のもの）等に応じた割合分の国民健康保険税（災害があった年度分のものに限ります。）を減額するものです。
③ 対象者	納税義務者等が所有し、居住する住宅（所有する家財を含む場合もあります。）について、災害で被害を受けた国民健康保険税の納税義務者
④ 申請期限	なし
⑤ 申請方法	国保年金課賦課担当の窓口で、減免申請書その他関係書類をお渡しし、申請についてご案内します。 電話でご依頼があれば、減免申請書その他関係書類を郵送します。 減免申請書その他関係書類に必要事項を記入し、添付書類を添えて、国保年金課賦課担当窓口へ提出していただくか、郵送してください。
⑥ 申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・減免申請書その他必要書類 ・添付書類（災害の種類により異なります。必要なものをご案内します。） ・当該年度の国民健康保険税納税通知書 ・マイナンバーカードなど、申請者のご本人確認ができる書類
⑦ その他・補足	なし
⑧ 関連リンク	なし
⑨ 受付窓口	市役所本庁舎1階 国保年金課（賦課担当）
⑩ 問合せ窓口	市民生活部国保年金課（賦課担当） ☎：018-888-5632

No. 39 国民年金保険料の免除



① 支援種類	免除
② 制度内容	災害等によって、住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額が概ね 2 分の1以上の損害を受けられた方は、申請により、国民年金保険料の納付が免除されます。 免除される期間は、災害等が発生した日の属する月の前月分から翌々年の 6 月分までの期間となります。
③ 対象者	災害で被害を受けた国民年金第1号被保険者
④ 申請期限	保険料の納付期限から2年を経過していない期間（申請時点から2年1ヶ月前までの期間）が申請できます。
⑤ 申請方法	(1) 申請書をダウンロード(印刷)できる方 日本年金機構ホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、受付窓口での申請又は日本年金機構秋田年金事務所宛に郵送にて申請をお願いします。 (2) 申請書をダウンロード(印刷)できない方 受付窓口へ直接お越しのうえ、申請をお願いします。 申請書の郵送を希望される場合は、ご希望の住所へ送付いたしますので、ご連絡ください。
⑥ 申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書 ・国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届 ・罹災証明書、又は被害農林漁業者等と認定された被害認定書の写し（注：罹災証明書、又は被害農林漁業者等と認定された被害認定書がない場合は不要です。） ・保険金・損害賠償金等の支給金額を確認できる証明書の写し（注：保険金・損害賠償金等が支給される場合は必要となります。） ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など） ・マイナンバー確認書類（マイナンバーカード、通知カード ※マイナンバーがわからない場合は、年金手帳や基礎年金番号通知書など、基礎年金番号がわかるもの） ・委任状（注：ご本人以外の方が提出する場合は、本人からの委任状が必要となります。）
⑦ その他・補足	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料が免除された期間は、10年以内であればあとから保険料を納めること（追納）により、保険料を納付した場合と同じ年金額で老齢基礎年金を受け取ることができます。 ・保険料免除期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、お早めの追納をお勧めします。
⑧ 関連リンク	https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/hoken-nenkin/1005312/1004013.html https://www.nenkin.go.jp
⑨ 受付窓口	本庁舎1階 国保年金課（国保年金資格担当） 西部市民サービスセンター、北部市民サービスセンター、河辺市民サービスセンター 雄和市民サービスセンター、南部市民サービスセンター（別館を除く） 岩見三内連絡所、大正寺連絡所、駅東サービスセンター、秋田年金事務所
⑩ 問合せ窓口	市民生活部国保年金課（国保年金資格担当） ☎：018-888-5633 秋田年金事務所 国民年金課 ☎：018-865-2392（自動音声案内②→②）

No. 40 国民健康保険税の徴収猶予

① 支援種類	徴収猶予
② 制度内容	災害により被害を受けた納税義務者が、国民健康保険税を一時に納付することができないと認められるときは、申請に基づき1年間（1年間の再延長可）の期間に限り徴収を猶予します。
③ 対象者	災害で被害を受けた国民健康保険税の納税義務者
④ 申請期限	なし
⑤ 申請方法	必要事項を記載のうえ、受付窓口での申請又は郵送にて申請をお願いします。 ※ご希望の住所へ申請書を郵送することもできますのでご連絡ください。
⑥ 申請に必要なもの	・徴収猶予申請書（原本） ・罹災証明書（写しでも可）
⑦ その他・補足	なし
⑧ 関連リンク	なし
⑨ 受付窓口	本庁舎1階 国保年金課（収納推進室）
⑩ 問合せ窓口	市民生活部国保年金課（収納推進室） ☎：018-888-5635

No.41 秋田市国民健康保険一部負担金の免除等

① 支援種類	免除等
② 制度内容	医療費の支払いが困難な状況であると認められる場合に医療機関窓口で支払う自己負担分を免除（入院のみ）又は徴収猶予します。罹災内容にかかわらず、要件を満たせば対象となります。
③ 対象者	災害で被害を受けた秋田市国民健康保険加入者
④ 申請期限	原則、入院前に申請が必要になります。
⑤ 申請方法	申請書等の必要事項を記入し、国保年金課給付担当へ提出してください。
⑥ 申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・家族構成、収入等申告書 ・その他必要書類（災害の種類により異なります。必要なものをご案内します。） ・マイナンバーカードなど、申請者のご本人確認ができる書類
⑦ その他・補足	なし
⑧ 関連リンク	なし
⑨ 受付窓口	市役所本庁舎1階 国保年金課（給付担当）
⑩ 問合せ窓口	市民生活部国保年金課（給付担当） ☎：018-888-5630

No.42 後期高齢者医療保険料の減免

①支援種類	減免
②制度内容	災害により住宅等に著しい損害を受けた場合、後期高齢者医療保険料を減免します。 【減免割合】8分の1～10分の10（損害程度、前年合計所得金額による）
③対象者	災害で被害を受けた住宅等の所有者および占有者である被保険者
④申請期限	申請期限については問合せ窓口へご確認ください
⑤申請方法	申請を希望される方は、後期高齢医療課まで電話又は直接窓口にお越しになりご相談ください。
⑥申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療保険料減免申請書 ・収入申告書 ・同意書 ・罹災証明書（写しでも可） ・家屋の評価額が分かる書類（例：固定資産税家屋台帳、課税明細書等） ・補填される保険金・損害賠償金の金額が分かる書類（例：保険金交付決定通知書等） <p>※そのほか、状況に応じて必要な書類の提出をお願いする場合があります。</p>
⑦その他・補足	なお、上記以外にも事実確認に必要な書類の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。
⑧関連リンク	なし
⑨受付窓口	市役所本庁舎1階 後期高齢医療課
⑩問合せ窓口	市民生活部後期高齢医療課 ☎：018-888-5638

No.43 後期高齢者医療保険料の徴収猶予

① 支援種類	徴収猶予
② 制度内容	災害により住宅等に著しい損害を受けた場合、後期高齢者医療保険料を徴収猶予します。
③ 対象者	災害で被害を受けた住宅等の所有者および占有者である被保険者
④ 申請期限	申請期限については問合せ窓口へご確認ください
⑤ 申請方法	申請を希望される方は、後期高齢医療課まで電話又は直接窓口にお越しになりご相談ください。
⑥ 申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書 ・収入申告書 ・同意書 ・罹災証明書（写しでも可） ・家屋の評価額が分かる書類（例 固定資産税家屋台帳、課税明細書等） ・補填される保険金・損害賠償金の金額が分かる書類（例 保険金交付決定通知書等） ※そのほか、状況に応じて必要な書類の提出をお願いする場合があります。
⑦ その他・補足	なお、上記以外にも事実確認に必要な書類の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。
⑧ 関連リンク	なし
⑨ 受付窓口	市役所本庁舎1階 後期高齢医療課
⑩ 問合せ窓口	市民生活部後期高齢医療課 ☎:018-888-5638

No.44 後期高齢者医療一部負担金の免除等	
①支援種類	徴収猶予、減免
②制度内容	非課税世帯等が災害により住宅等に著しい損害を受けた場合、後期高齢者医療一部負担金を徴収猶予・減免します。 【減免割合】2分の1～10分の10（損害程度、前年合計所得金額による）
③対象者	災害で被害を受けた住宅等の所有者および占有者である被保険者
④申請期限	申請期限については問合せ窓口へご確認ください
⑤申請方法	申請を希望される方は、後期高齢医療課まで電話又は直接窓口にお越しになりご相談ください。
⑥申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予申請書 ・収入申告書 ・同意書 ・罹災証明書（写しでも可） ・家屋の評価額が分かる書類（例 固定資産税家屋台帳、課税明細書等） ・補填される保険金・損害賠償金の金額が分かる書類（例 保険金交付決定通知書等） ※そのほか、状況に応じて必要な書類の提出をお願いする場合があります。
⑦その他・補足	なお、上記以外にも事実確認に必要な書類の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。
⑧関連リンク	なし
⑨受付窓口	市役所本庁舎1階 後期高齢医療課
⑩問合せ窓口	市民生活部後期高齢医療課 ☎：018-888-5638

⑧ 相談窓口関係

No.45 外国人被災者相談対応



① 支援種類	相談対応
② 制度内容	外国人被災者に対する生活相談に応じる。 対応言語:日本語
③ 対象者	災害で被害を受けた外国人
④ 申請期限	なし
⑤ 申請方法	なし
⑥ 申請に必要なもの	なし
⑦ その他・補足	なし
⑧ 関連リンク	https://www.city.akita.lg.jp/shisei/1033599/1033607/1041849.html
⑨ 受付窓口	市役所本庁舎4階 企画政策課国際・都市間交流担当
⑩ 問合せ窓口	企画政策部企画政策課国際・都市間交流担当 ☎:018-888-5464

No.46 秋田県外国人相談センター（多言語）



①支援種類	相談対応
②制度内容	多言語で外国人のための電話相談受付を行う。 対応言語:英語、中国語、韓国語、日本語、タガログ語、ベトナム語
③対象者	災害で被害を受けた外国人
④申請期限	なし
⑤申請方法	なし
⑥申請に必要なもの	なし
⑦その他・補足	なし
⑧関連リンク	https://www.aiahome.or.jp/pages/support-consultation 秋田県国際交流協会(AIA)ホームページ 秋田県外国人相談センター
⑨受付窓口	【受付日時】 (1) 日本語 月曜日～金曜日 9時～17時 (2) 英語・中国語・韓国語 毎週木曜日 13時～17時(木曜日以外も随時対応します。お気軽にご相談ください。) (3) タガログ語・ベトナム語 曜日と時間にかかわらず、事前予約が必要です。 ※土日祝日および年末年始はお休みとなります。 ※毎月第3土曜日は開館します。その代わりに翌月曜日がお休みとなります。
⑩問合せ窓口	秋田県国際交流協会(AIA) 秋田県外国人相談センター ☎:018-884-7050 Eメール:soudan21@aiahome.or.jp

No.47 健康相談（からだに関すること）



① 支援種類	相談対応
② 制度内容	秋田市にて発生した災害で被害を受けた方やそのご家族からの健康相談に応じます。 ※治療中の方はかかりつけの医療機関へご相談ください。 ※受付時間は平日9時～16時30分（災害時は適宜対応）
③ 対象者	災害で被害を受けた方およびその家族
④ 申請期限	なし
⑤ 申請方法	なし
⑥ 申請に必要なもの	なし
⑦ その他・補足	なし
⑧ 関連リンク	https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/kenko/1005373/1005756.html
⑨ 受付窓口	秋田市保健所保健予防課
⑩ 問合せ窓口	秋田市保健所保健予防課 ☎:018-883-1176～1178

No.48 こころの相談



① 支援種類	相談対応
② 制度内容	保健師等による電話・面接相談です。
③ 対象者	メンタルヘルスに関する問題を抱えている本人や関係者等
④ 申請期限	なし
⑤ 申請方法	面接相談は予約をお願いします。 災害時は、相談日時、時間に変更となる場合があります。 ※月～金(祝日、年末年始を除く)、8:30～17:00
⑥ 申請に必要なもの	なし
⑦ その他・補足	なし
⑧ 関連リンク	https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/kenko/1005373/1005584.html
⑨ 受付窓口	秋田市保健所健康管理課 精神保健・自殺対策担当
⑩ 問合せ窓口	秋田市保健所健康管理課 精神保健・自殺対策担当 ☎:018-883-1180

No.49 犬猫の紛失・保護にかかる相談

①支援種類	相談対応
②制度内容	秋田市にて発生した災害で犬猫が逃げってしまった場合、HP等で紛失・保護情報をお知らせするものです。
③対象者	犬猫を紛失した方および犬猫を保護している方
④申請期限	なし
⑤申請方法	なし
⑥申請に必要なもの	なし
⑦その他・補足	なし
⑧関連リンク	なし
⑨受付窓口	秋田市保健所衛生検査課
⑩問合せ窓口	秋田市保健所衛生検査課 ☎:018-883-1182

秋田市被災者支援ガイド

令和8年6月版

【編集】秋田市総務部防災安全対策課

〒010-8560

秋田市山王一丁目1-1

電話 018-888-5434

<https://www.city.akita.lg.jp/bosai-kinkyu/1011678/1043434.html>

